

旭川テニス協会ハラスメントの防止等に関する規程を次のように定める。

令和7年2月26日

旭川テニス協会会長
杉 村 潤

旭川テニス協会ハラスメントの防止等に関する規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、旭川テニス協会会則（以下「会則」という。）第9条の2第2項の規定に基づき旭川テニス協会（以下「協会」という。）協会員の各種のハラスメント行為（以下「ハラスメント等」という。）の防止及び排除のための措置並びにハラスメント等に起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定めることにより、協会のスポーツ環境の維持・向上並びに協会員の利益の保護及び協会役員としての職務の円滑な運用を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、ハラスメント等行為とは、次の各号に掲げる行為をいう。

- （1）協会員が他の協会員やテニス関係者（以下「協会員等」という。）に対して性差別的又は性的な言動を行い、不快にさせる行為
- （2）協会員が協会員等に対して優越的な立場を背景に協会の管理運営上必要かつ相当な範囲を超えて、人格や尊厳を侵害し、及び精神的・身体的苦痛を与える行為
- （3）協会員が協会員等に対し、電話番号等の個人情報が必要な範囲を超えて執拗に取得しようとする行為
- （4）協会員が、協会員等に対し、必要以上に付きまとうなどストーカー行為と思われる行為
- （5）協会員が、協会員等に対し、心理的及び物理的な攻撃を行い、精神的な苦痛を与える行為
- （6）その他、理事会が前各号のハラスメント等行為と同等と認定した行為

（ハラスメント等行為への告発）

第3条 協会員等は、前条に規定するハラスメント等行為を受けた場合又はハラスメント等行為を現認した場合には、次の各号に掲げる者にハラスメント等行為について告発することができる。

- （1）協会行事に参加している場合にハラスメント等行為を受けた又は現認した時 当該行事の所掌委員会委員長
- （2）前号以外の場合 理事長
- （3）各委員会の委員長又は会長がハラスメント等行為の被告発者の場合 理事長
- （4）理事長がハラスメント等行為の被告発者の場合 会長

2 前項により告発を受けた委員長等は、書面によりハラスメント等の詳細を理事長又は会長に報告するものとする。

（調査委員会の設置等）

第4条 前条第2項により報告を受けた会長又は理事長は速やかに調査委員会を設置し、調査委員会による調査の結果、第2条に規定するハラスメント等行為の存在を認めた場合には、会長又は理事長にその事実を報告するものとする。

2 協会員は、調査委員会の調査に無条件に協力しなければならない。

(調査委員会の組織)

第5条 調査委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

(1) 理事長

(2) 副理事長

(3) 当該事案と利害関係のない役員 若干人

2 当該ハラスメント等事案に関係すると思われる者は、当該調査委員会の構成員にはなれない。

3 委員会の委員長は、第1項第1号の委員をもって充てる。

(ハラスメント等行為への措置)

第6条 協会員が第2条に規定するハラスメント等の行為を行ったと認められる場合には、会長又は理事長は、理事会の議により当該被告発会員に有期又は無期の会員資格の停止を命じることが出来る。また、当該行為が悪質と認められる者には、会長又は理事長は、理事会の議により次年度以降の協会への入会を拒否することができる。

なお、被告発者が協会員以外の場合には、ハラスメント等が認定された日以降の当該者の協会行事への参加は認められない。

2 前項により会員資格の資格停止を命ぜられた協会員は、当該期間の協会員としての資格を全て失い、協会の行事等には参加することは出来ない。

(既納の協会費の取扱い)

第7条 前条第1項により会員資格の停止を命ぜられた協会員の既納の協会費は返還しない。

付 則

この規程は、令和7年4月12日から施行する。